

外務省報償費の異議申立て審査会に意見書を提出

仙台高裁の不開示判決をきびしく批判(2012.4.12)

情報公開市民センターは、外務省報償費の不開示に対してこれまでに数多くの異議申立をし、外務省が棚上げにしていたが、今年1月にこのうちの次の2件について、情報公開・個人情報保護審査会に諮問に付した。

(1) 平成13年度の米大使館の報償費

(2) 平成21年4月～8月分の大蔵官房および米大使館の報償費

市民センターが提訴した不開示取消訴訟で東京高裁判決(2008年1月に確定)に従った開示を求めたのに対して、外務省が審査会に提出した理由説明書は、同種文書について仙台高裁判決が不開示判決をし、この方が新しいと主張している。

市民センターは、この理由書に対して、反論の「意見書」を、4月6日に審査会に提出した。意見書は、仙台高裁判決と東京高裁判決とを詳しく対比して、仙台高裁判決が、審理を尽くさず外務省の言い分のままの判決となっていることを、厳しく批判したもので、東京高裁判決に準拠した開示をすべきであるとしたものである。

(1)の報償費は、2006年に市民オンブズマンが一斉に在外公館の報償費の開示請求をしたうちの、市民センター担当分であり、(2)は2009年9月に民主党へ政権交代が行われた機会に、外務省報償費の情報公開請求を毎月続けてきた初回の請求分である。

(東京・鈴木祥宣記)